

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【公開番号】特開2019-62911(P2019-62911A)

【公開日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-016

【出願番号】特願2019-198(P2019-198)

【国際特許分類】

A 2 3 P	10/30	(2016.01)
A 4 7 J	31/08	(2006.01)
A 4 7 J	31/40	(2006.01)
B 6 5 D	85/808	(2006.01)
A 6 1 K	9/50	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/11	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)

【F I】

A 2 3 P	10/30
A 4 7 J	31/08
A 4 7 J	31/40
B 6 5 D	85/808
A 6 1 K	9/50
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	8/11
A 6 1 Q	19/00

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月10日(2019.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

送達される1種または複数の物質を封入した1種または複数の高分子を含むマイクロカプセルが系統的な印刷パターンで貼り付けられた基材を含む組成物であって、該マイクロカプセルは、使用時、適当な条件に曝した際に、該送達される1種または複数の物質を放出するように構成されており；

該適当な条件は、水分の存在を含み；

該適当な条件には、該マイクロカプセルの接触破壊は除外され；

該1種または複数の高分子は、天然または合成高分子、ゴム、澱粉、脂質、ペクチン、および寒天からなる群より選択され；

該基材は、集団化したマイクロカプセルのパターンを有する飲料フィルターであり、該パターンは、使用時に、ある程度の水が、該マイクロカプセルに妨害されずに該フィルターを通って流れることを可能にし、入れる過程の間、溢れ出し条件を防止する、組成物。

【請求項2】

前記適当な条件には、物理的な圧縮、摩滅、穿刺または圧搾による前記マイクロカプセル

の破壊が除外される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

前記基材は、紙、および、ろ紙からなる群より選択される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】

前記基材は、集団化したマイクロカプセルのパターンを有するコーヒーフィルターであり、該パターンは、使用時に、ある程度の水が、該マイクロカプセルに妨害されずに該フィルターを通って流れることを可能にし、入れる過程の間、溢れ出し条件を防止する、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】

前記系統的な印刷パターンは、製品名、企業ロゴ、グリルの「焼け焦げ跡」、または他の愉快なデザインなどの図柄パターンを含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記送達される 1 種または複数の物質が、1 種または複数の香味料、芳香剤、香料、着色料、医薬品、薬草治療薬、ビタミン、ミネラル、医薬製剤、化学剤、食品添加物および飲料添加物からなる群から選択される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 7】

組成物を調製する方法であって、

封入される 1 種または複数の物質と 1 種または複数の高分子とを溶液中で混ぜ合わせ、マイクロカプセルを生成するステップであって、該 1 種または複数の高分子が、天然または合成高分子、ゴム、澱粉、脂質、ペクチン、および寒天からなる群より選択される、ステップと、

場合により溶液から該マイクロカプセルを分離するステップと、該マイクロカプセルが基材に固着するように、該 1 個または複数のマイクロカプセルを系統的なパターンで該基材に印刷するステップと

を含み、

該マイクロカプセルは、使用時、適当な条件に曝した際に、送達される該 1 種または複数の物質を放出するように構成されており、該適当な条件は水分の存在を含み、該適当な条件には、該マイクロカプセルの接触破壊は除外され；

該基材は、集団化したマイクロカプセルのパターンを有する飲料フィルターであり、該パターンは、使用時に、ある程度の水が、該マイクロカプセルに妨害されずに該フィルターを通って流れることを可能にし、入れる過程の間、溢れ出し条件を防止する、方法。